



労働争議における闘争手段としてのビラ貼り行為と 建造物損壊罪

著者	大谷 實
雑誌名	同志社法學
巻	17
号	2
ページ	104-115
発行年	1965-08-31
権利	同志社法學會
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000009562

判例研究

労働争議における闘争手段

としてのビラ貼り行為と建造物損壊罪

大 谷 實

名古屋地裁刑事第二部昭和三九年一月十七日判決（建造物侵入、建造物損壊被告事件、名古屋地裁昭三九（わ）一〇二五号、一部有罪、判時四〇八号五頁以下）

【事件の概観と罪となるべき事実】

(一)被告人X・Y兩名の公訴事実に示された行為がなされたのは、次のような過程による。すな

わち、名古屋市所在の東邦製鋼株式会社は、昭和三六年末から同三七年初めにかけて、経済成長の波に乗り設備投資に力を入れたが、その後の政府の急激な金融引締めに遭い、同社の受注が大巾に減少し、資金難を招来したので、他会社の資金援助を受けなければならなくなり、同社は、〇制作所の援助を受けるべく決定したところ、同制作所が人員整理を要望したので、それにより、右株式会社労働組合に従業員一〇〇名の解雇を通告したが、その後〇制作所が資金援助申込を取消したので、右解雇通告も撤回するにいたった。ところが、新たにD株式会社が人事計画の強い要望をそえて、資金援助を申し出たところから、その意向に沿うため、再び四四名の指名解雇通告をした。

前の一〇〇名解雇通告の際にも同労組は、これを不満として、集会等の反対闘争を展開し、通告撤回の際に、労使間で解雇についての協約が締結されたにもかかわらず、一方的に指名解雇がなされたことから、同労組は、一致団結して反対闘争に立ち上がるるとともに、愛労評他四団体に呼びかけ、共闘会議を発足させ、右会議の決議に基づく意思統一のもとに、団交、ビラ貼り等

の労働争議が行なわれた。被告人兩名は、社会主義同盟に属し、右共闘会議の正式メンバーではないがオブザーバーとして他のメンバーと同様右の意思統一のもとに争議に参加し、右同盟の指令に基づいて支援活動が続けていたものである。

さて、前記指名解雇に基づき、任意退職が相次ぎ再建人員の線を割っているにかかわらず、会社側は強硬に指名された者の解雇を実行すべく再度解雇通告をなし、その中に組合の中心的人物が含まれていることで、会社側の組合切りくずしの一策と判断した組合側は、更に団体交渉の際、会社役員から右の意図を明らかにされ、極度に硬化し一斉ビラ貼りを決議し、その決議は、被告人らの所属する前記同盟にも報告された。それにより被告人らは、共謀の上、昭和三八年二月一日（日曜）午前一〇時頃、ビラ貼布を目的として、日曜日であるため出入口を閉鎖して施錠のしてある前記会社事務所建物東側にいたり、共謀の上、たまたま施錠してなかったガラス窓敷居を乗り越えて侵入し、建造物の一部であるカウンターの上面及び側面に「東邦の闘争の発火点にせよ社青同」「首切りには労働者の下根性で戦うぞ」等と印刷したステッカー合計九二枚を糊で貼付した。

右の事実につき検察官は、建造物侵入罪、建造物損壊罪、軽犯罪法第一条三十三号の罪を構成するものとして起訴した。これに対し本判決は、公訴事実のうち、建造物侵入罪の共同正犯のみを有罪とし、他の二罪について無罪を宣告し、被告人兩名を罰金二、〇〇〇円に処したのである。

【判決理由】 (一)公訴事実中、建造物損壊罪を構成しないとした理由について。

「……【損壊】の概念の解釈に対する判例の態度は、抽象的には……物理的毀損行為に限らず、その他の方法による物の本来の効用を失わしむる行為を包含するもの如く解するものと見ることが出来るのであるが、……要するに判例の【損壊】に対する考え方はそれが器物に対すると、建造物に対するとを問わず物理的毀損行為及び物の本来の効用を失わしめる行為を謂うのである。後者は具体的には全体の本来の用法に従った使用が殆んど不能の状態に至らしめる行為を指すものと解される。そこで当裁判所としても罪刑法定主義の要請に照し、刑法第二六〇条の【損壊】の解釈については、……物理的毀損行為については、その【損壊】が建造物の全部であると、一部であるとを問わないが、その他の方法によって効用を失わせる行為については、建造物

全体としての見地から建造物を本来の用法に従い使用することが殆んどできない状態を謂うものと解する。……検察官は、本件建造物は当該会社における最も重要な機能を有する場所であり、且つ被告人らがビラを貼ったカウンターは来客の応待に使用されるものであり、美観が最大の要素であるから被告人らの本件行為は建造物損壊罪に該当するものと主張する。……が、その美観ないし外観の汚損をもって本件建物の損壊と云い得るためには、それにより職員又は来客に対し著しい嫌悪、不快の感情を与え、そのため同建物内で本来の事務を執行することが殆んどできない程度に支障をきたした場合を指すものにして、右の程度に至らない単なる美観ないし外観の汚損は、刑法第二六〇条所定の『損壊』には該当しないと解する……。」

(二) 軽犯罪法第一条第三十三号の構成要件に該当するか否かの判断について。

「被告人らは、東邦製鋼株式会社事務室内カウンターの上面及び側面に合計九二枚のビラを糊で貼付し、もってみだりに他人の家屋に貼り紙をしこれを汚したものであるから、右所為が軽犯罪法第一条第三十三号の構成要件に該当することは明らかであるが、これは東邦労組の解雇反対闘争の支援活動としてなされたもので、……右争議行為の一部を形成するものであり、建造物損壊罪に至らない本件程度の軽微なビラ貼り行為は、社会通念上相当なる争議行為として是認せられているものといつてよく、その範囲を逸脱しているとは到底認め難いので……刑法第三十五条により違法性を阻却するものと解するのである。」

(三) 建造物侵入罪の成立を認めた理由について。

「被告人兩名の判示所為は(1)当日は、日曜日であったため会社は休業で本件建造物内では仕事をしていない者はなかった(2)……従って本件ガラス窓以外……閉鎖されていた(3)……右事実を察知しながら……窓敷居を乗り越えて本件建物内に侵入したもので、その手段・方法は、如何に争議行為の一環としてとらえるにしても、社会通念に照らしその正当性の範囲を逸脱しているものと解せざるを得ず。」

【参照条文】 刑法三十五条、六十条、百三十条、軽犯罪法一条三十三号、労組法一条二項。

【研究】

一、労働争議の過程において発生した犯罪行為の把握の仕方については、労働刑法の側から極めて困難な問題を生ずる。本判決は、まさに、この点について、重要な諸論点を含んでいるものと解されるのであるが、それと並んで、あるいはそれ以上に注目すべきものとして、建造物損壊罪についての新解釈とも解されるべきものを提供している。

労働争議の闘争手段としてのビラ貼り行為につき、これまでは、器物毀棄罪が適用されて来た(広島高・岡山支判・昭二九・二・二五、高刑特二卷一・二・二八、判時四〇七号)。しかるに本件では、糊による単なるビラ貼り行為につき検察官は建造物損壊罪をもって起訴したのであるが、判決は、それを否定した。結論においては妥当な判決だといえよう。ところが、判決理由の中で展開されている建造物損壊罪の概念規定に関しては、疑問があるので、やや立入って考察してみたい。

二、建造物損壊罪が財産に対する罪であって公共危険罪としての往来妨害罪や放火罪とその罪質を異にする、ということについては、従来争いが無い。そうして、この点から、刑法第二六〇条の「損壊」の概念が、極めて多義的に把握されて来たようである。判例上、そのリーディングケースとなったものは、明治四三年の大審院刑事第一部判決であり、それによると「建造物損壊罪は、建造物の全部又は其一部を損壊することに依って建造物の用法を全然不能ならしめることを要せず、又其損壊の部分は必ずしも建造物の主要なる構成部分たることを要せず」(大判・明刑録一六輯二二八頁)というもので、この見解は、今日に承継がれているといえよう(最判・昭・三〇・二一・一七、最判集・九卷・三四三頁)。更に、「損壊」の意義については、単に、物理的な毀損行為に限らず、その他の方法による物の本来の効用を失わしめる行為を包含する、とするのが従来の判例の立場である(大判・昭五・一一・二七、大刑集九卷八一〇頁。これは、他人の居住する家屋を地上より三尺位持上げ、家人居住のままその定着地点より約十数間移動させた行為についての判断であった。なお、東高判昭二六・三・七、高刑特報二一。三号六頁も右と同一趣旨のものである)。このように損壊の概念を、その物の効用という点に着眼して構成する仕方は、二六

一条の器物毀棄罪についての「損壊」という概念の把握の仕方と合致するものといえるのであって、例えば営業用飲食器に放尿する行為が器物毀棄罪に該るとする考え方と基本的に一致するものといえよう(大判・明四二・四・一六)。(大判録一五輯四五頁)

ところで、かかる「効用の滅失」という点に着眼しつつ従来の判例は、例えば、建造物の一部を構成する器物(ガラス窓、障子)が取り外すことができれば、器物毀棄罪でしからざるばあいには、建造物損壊罪になる(大判・明・四三・二二八頁)というように解している。だが、建造物の効用という点から考えれば、畳であろうと、洋間の床であろうと、別に相違はないはずである。そこで考えられるのは、建造物それ自体の構成要素としからざるものとに分けることであろうが、そうだとすると、鴨居に傷つけることも、屋根瓦一枚剝離することも建造物損壊罪に該る結果となる。これは、第二六一条との法定刑の比較において不合理な結果を生ずることになる。

これに対し本判決理由は、「損壊」の概念について、一定の基準を設定しようと企図しているようである。すなわち「『損壊』といい得るためには、それにより職員又は来客に対し著しい嫌悪、不快の感情を与え、そのため同建物が本来の事務を執行することが殆んどできない程度」に支障を来たしたばあい、初めて建造物損壊罪の構成要件を充足するものだとしているのである。この見解も基本的には効用の滅失自体が、建造物損壊罪を構成するものとして解する点において、従来の判例の立場を踏襲するものであるが、これまで、判例がややもすると効用の毀損という考え方から、その限界について不明確に陥る傾向を持つものに対して、一定の限界線を引こうとしていることは、注目すべきものであろう。

ところで、学説の側においては、どうか。

建造物損壊罪が、建造物の一部損壊にて足りること、損壊の意義については、効用の滅失を包含すること等、ほ

ば、判例の見解を支持するものが圧倒的に多い（牧野・刑法各論（下巻）八四三―八四五頁、宮本・刑法大綱四〇七頁、泉二・日本刑法論各論・九
れているが、実質的には、判例の立場と異）。ところが、これに対して、注目すべき見解を吐露しているのは、団藤教授である。
同はない。木村・刑法各論、一七四頁）。

同教授は、先ず、器物毀棄罪と建造物損壊罪との法定刑の相違に著眼せられ、両者の刑の権衡からいって「簡単に
修理の可能な程度の軽微な損壊を本条の損壊とみとめるべきかどうかの疑問が生じるであろう」とされて、判例が
戸障子の類については毀損しなければ取りはずしができないかどうかを標準とし、また屋根瓦の類は、当然に家屋
と一体をなす（大判・昭七・九・二、刑集一一卷二三四二頁）としているのに疑問を提出され、「他の物を用いて簡単に補修することの可能な部
分は、むしろ器物損壊罪の客体と考えるべきではないかとおもう」（団藤・刑法各論）とされている。この見解は、建造
物それ自体に対する侵害であっても、必ずしも、建造物損壊罪にはならないと解する点において、建造物損壊罪
の保護法益を考えるうえで、新たな内容を盛り得る可能性を指摘しているものと考えられる。というのは、建造物
それ自体が独立の保護法益であるとすれば、その構成要素に対する毀損は、一部たると全部たるとを問わず、当然
に、建造物損壊罪を構成するものと解さざるを得ないからである。もちろん、団藤教授の所説から、その考えの基
礎となっているものが奈辺にあるのか、想像し得ないのであるが。

ところで、現行刑法が、建造物損壊罪の法定刑を器物毀棄罪に比べて重くしている理由は、いかなる点に存する
のであろうか。

先にも指摘したように判例が建造物損壊罪を以って財産に関する罪であると解している点については、異論がな
かろうとおもう。そうして学説も、ほぼ、それに従っているものと解せられる。このような立場から、第二六一条
に比して、法定刑が重い根拠としてあげられる理由は、おそらく、不動産としての建造物、ないし艦船の経済的価

値、ないし効用が、動産としての物より高いということに存するのであろう。たしかに、そのような思考は、十分理由の存するものであったろうし、民法上もかかる基礎觀念に立脚しているものと解される。しかし、今日のわれわれの經濟觀念にとつては、到底支持することはできないであらう。

その解決の手懸りとして、器物毀棄罪を見てみよう。刑法第二六一條は、公文書毀棄（二五八條）私文書毀棄（二五九條）建造物損壊（二六〇條）以外の物に対する損壊行為を構成要件としているものである。従つて、殊更に「器物」と解するのは誤解を生じやすい。その意味で、しいていうならば「財物損壊」とでもすべきであらう。さて、かかる財物損壊については、それぞれ財物自体の使用目的が存するのであり、単に物理的毀損だけでなく、その効用を低下、滅却するあらゆる行為は、損壊として觀念し得るのであり、その故に、本罪は、本来的に財産罪なのである。しかるに、建造物損壊罪も、本来的に財産罪であるとするならば、前者より法定刑の上限のみならず下限も重く、前者は親告罪であるのに対し、後者は非親告罪であるというように、刑罰処遇において大巾な相違を來たす、根本的理由にはなり得ないと考えられる。従來の學說、判例が、犯した矛盾、すなわち、屋根瓦一枚と時価百万円のダイヤの損壊行為についての法定刑が、転倒する結果の原因は、實に、右の点を無視した結果であるということができるのである。そこで、建造物損壊罪に、財産犯以外の意義を探求しようとするならば、結局、その保護法益に著眼せざるを得ない。その結果得られる結論は、建造物損壊罪ないし艦船損壊罪が、通常の財物損壊罪より刑の重い理由は、人間の生命・身体・生活の安全に対する影響力によるものであらうと考えられる。もちろん、これは、当面、わたくしだけの試論にすぎないのであるが、しかし、これは、例えば放火罪などによつて、十分に確認し得るものと考えられる。放火罪が公共危険罪であり具体的危険犯であるとするのが通説であるが、要するに、一定の

財物を火力を用いて損壊する点で、いわゆる損壊罪と極めて近似している。相違点は、損壊の方法として「火力を用いる」ことが、公共の危険を招来するという点のみである。ところが、放火罪については、現住建造物放火（二〇八条）、非現住建造物放火（二〇九条）、建造物以外の物に対する放火（二一〇条）とに区別し、それぞれ構成要件の定型化を図るとともに、右の順序で法定刑を配列しているのである。要は、人体ないし生活の安全にどれだけ影響を及ぼすかの配慮に基づく。因みにドイツ刑法第三〇五条は、「故意に、かつ違法に、他人の家屋、艦船、橋梁、ダム、抗道、鉄道または、その他の建造物を、一部または全部損壊したる者は、一ヶ月以上の有期懲役に処す」として、通常の財物損壊罪より重く処罰する立法方法によっている。右条項における犯罪の客体は、総じて生命、身体、生活の安全に係わるものであり、従って、本来的に具体的危険犯としての性格を持つものと解される。もっとも、ドイツの通説、判例もまた、本罪をもって所有権に対する罪であるとしているのであるが（Mezger, Kurz-Lehrbuch, S. 161, Schönke-Schröder, Komm., S. 1067）。かようにして、わたくしは、建造物損壊罪が、財物（器物）損壊罪より重く処罰されている根拠を、単に経済的価値ないし効用の高さに求めるのではなく、その危険犯的性格に求めたいと考える。このような考察方法によると、従来の判例の立場に対しては、重大な修正を要求しなければならない部分が生ずるであろう。

まず、建造物損壊罪の客体に関しては、私見によれば、人の出入りすることができる建造物、艦船の形状を具備していることが必須条件となる。この点、判例が、建造物とは、家屋その他これに類似する建築物を指し、屋蓋を有し牆壁を有し柱材で支持されて土地に定着し、少なくとも内部に人の出入りすることのできるものであることを必要とする（大判・大・三・六・二〇〇、大審刑録二〇輯一三〇〇頁）、としているのは、正当である。これに対し、単に建造物の一部に建て付けられて

いるというだけでは足りず、毀損しなければ、取り外すことのできない状態にあることを必要とする(大判・明四三・一録一六輯二一八八頁)として、前示のわたくしの趣旨からは、当然、矛盾することになる。要は、家屋の構成部分の主要なもので、それに対する損壊が、人体、および生活の安全に対して具体的危険を生ずるか否かが基準とされるべきであり、単に、取り外しが可能か否かにその基準を求めるべきではない。

では「損壊」の意義、範囲についてはどうか。

判例の一貫した態度は、いわゆる「損壊」とは、物理的に建造物または艦船の形態を変更または滅尽せしめるばあいだけでなく、事実上それをその用法に従って使用することができない状態に至らしめたばあいを包含する、というところにある(大判・昭五・二二・二七、審判集九卷八一〇頁)。そのリーディングケースは、右大審院、昭和五年一月二七日判決であるが、先にも指摘したようにそれを見ると、他人の居住する家屋を地上より三尺位持ち上げ家人居住のまま十数間移動させたというケースであり、これは、その効用を毀損したというより、むしろ、物理的損壊を意味するので、あえて、右に示した理由を提示する必要のないものと解され、従って、私見によれば、単なる使用価値の滅失は、財物(器物)損壊をもって足りるものと解される。同様の理由で、単なる建造物の一部損壊もまた、原則として財物(器物)損壊罪を構成する、ということになる。

三、さて、本件においては、更に、建造物侵入罪と、軽犯罪法違反について起訴されたわけであるが、先にも指摘した通り、建造物侵入罪のみが、有罪とされたわけである。そこで、若干、この点について考察しておきたい。判旨は、(一)軽犯罪法第一条第三三号の構成要件に被告人等のビラ貼り行為が該ることを認めつつ、それは争議行為の一部を形成するものだとなし、(二)更に、建造物損壊罪に至らない程度のビラ貼り行為は、社会通念上相当な争議行

為として是認されるので、違法性を阻却するものだとしている。

争議行為の概念は、憲法第二八条、労組法第一条第二項の趣旨から、労使の団体交渉を前提とし、その交渉を有利に展開する団体行動である。そうして、本件ビラ貼り行為が、組合執行部の正当な指令に基づいてなされた以上、かかる争議行為の一環を形成すること疑いがない。ところで、本判旨の主張によれば、右ビラ貼り行為は、軽犯罪法第一条第三号の構成要件に該当するものだとしながらその行為は、建造物損壊罪に至らない程度の軽微なものであるから社会的相当行為として、違法性が阻却されるとするのである。これは、結論としては、異論の余地はないのであるが、甚だ論理的に粗雑なものといわざるを得ない。というのは、構成要件が違法性の微表であるか、存在根拠であるかの争いは別問題であるとして、判旨の主張によれば、建造物損壊罪を構成しないようなビラ貼り行為は、すべて争議行為の正当性の領域に入る、ということになりはしまいかという疑問が生ずるからである。軽犯罪法第一条第三号は、まさにビラを貼ることだけを対象としているのである(（（判子・労働刑法一〇九頁、なお、広島高岡山支部判。決・昭二九・一一・二五、高特一卷一三二号五五四頁））。建造物損壊ないし財物（器物）損壊とは、直接関係はないといえるであろう。むしろ、社会的相当の行為をいうのであれば、使用者側の交渉過程における裏切り行為と不当労働行為に焦点を当てることによって、一層、積極的な理由づけが可能になったであろう。もっとも、この種の事件につき、損壊罪ないし軽犯罪法第一条第三号の罪を構成しないとすることは、注目すべきではあるが。いずれにしても、市民法としての刑法により保護される、個人的・公共的諸利益と、憲法ないし労組法により保護される労働者の争議行為の抵触の場面こそ、争議行為の正当性の限界であるが故に、単に、部分的行為のみを取り上げて、その違法性・正当性を認定するのは失当であって、争議行為を全体的に考察し、当該行為が労働法規範の正当化機能にいかに関係するかを具体的・現実的に確定するこ

とが要請されるであろう（正田・総合判例労働法一四頁以下、莊子・前掲書七〇頁）。

そのような意味で、本件で建造物侵入罪の成立を認めたことは興味がある。すなわち、判旨によれば、休業中施錠されている建造物に侵入することは、争議行為の一環としてそれを理解したとしても、手段・方法において正当性の範囲を越える、とするのである。判旨の建造物侵入罪を認める積極的根拠は必ずしも明快ではないが、争議行為としてそのビラ貼り行為を実現する手段としての建造物侵入を全体的に把えつつ、ビラ貼り行為自体は、正当なものとしながら、建造物侵入を違法としているところに、何か矛盾が存するごとく感ぜられるかもしれない。つまり、争議行為が全体的団体行動としての評価から正当であるとされるならば、何故に部分的なものが違法とされるか、逆にいうと、建造物侵入罪が成立するならば、そのような違法手段による争議行為は本来的に違法性を有するのではないかということである。

部分的な違法行為から全体としての争議行為の違法性を認識し得るかどうかについて従来から争いがあるが（木村曹四卷二号一〇頁、神山・刑法九七頁以下）、本件のような、手段において違法性が認められるが争議行為自体は適法であるというばあいにも同様なことがいえるのであって、要するに、建造物侵入がビラ貼り行為に本質的影響を与えるかどうかを実質的に確定することにより、前者が部分的に違法となっても争議行為に親しまない独立した行為と解することができるであろう（莊子・前掲書八五頁参照）。

そこで本件について考察するに、休業中、施錠のしてある会社事務室の窓から侵入した行為は、明らかに、建造物侵入罪を構成するものといわなくてはならない。しかも日曜を択んで、侵入することは、翌月曜日であれば、組合員が自由に入入りし、目的を十分に達成し得るのであるが故に、違法性を有するのであり、社会的相当性の点か

らも、法益秤量の点からも、是認されるものではない。かようにして、判旨の結論は妥当であるといわなければならぬ。

(昭和四〇年七月十八日稿)